

《松愛会京都支部ホームページ》
「京都歳時記」掲載 運用ガイドライン

松愛会京都支部ホームページの京都支部会員のための投稿コーナー「京都歳時記」への掲載希望を受けた際の可否判断の基準として、このガイドラインを定める。

1. 「京都歳時記」について

松愛会京都支部会員が、原則として、本人が主体的に開催する展示会や演奏会・講演会等の案内、文化作品等の紹介、見聞記・旅行記、随筆など会員が投稿し掲載できる支部ホームページの1コーナーとして運営する。

2. 「京都歳時記」掲載の要望について

「京都歳時記」へのホームページ掲載を希望する場合は、原則として掲載開始の2週間前までに支部役員に届け出ること。

【届出内容】・申請者の氏名、連絡先(電話番号、メールアドレスなど)
・「京都歳時記」に掲載したい内容の詳細

3. 「京都歳時記」掲載の可否及び掲載期間について

HP委員会で事前審査を行い、下記の4項に照らし合わせて特段に問題なければそのまま掲載可とする。内容吟味が必要な場合は、支部役員会で審議し決定するものとする。支部役員会で審議・決定する場合は、時間が要することがあり、必ずしも掲載希望日通りに掲載されるとは限らない。

4. 「京都歳時記」には掲載してはならない内容

- ・アダルトコンテンツなど公序良俗に反するもの
- ・営利、勧誘、特定の商品やサービスの宣伝・販売を目的とするもの
- ・政治活動、宗教活動など個人の思想・信条に関わる恐れのあるもの
- ・個人情報保護法や著作権法などを含む法令に反する恐れのあるもの
- ・会員、その他関係者や団体を誹謗中傷、非難、差別、不快感を与える恐れのあるもの
- ・支部役員会で「京都歳時記」への掲載が相応しくないと判断したもの

5. 「京都歳時記」掲載の方法等について

- ・別に定める「掲載申込書」に基づき、申請者が作成した原稿等とともに申し込みを行う。
- ・ホームページ掲載後に申請者の虚偽申請が判明した時は、直ちに当該ホームページを削除する。
- ・また、著作権、肖像権、その他不適切事項等から問題が発生した時も、直ちに当該ホームページを削除し、その後に派生した事象への対応はすべて申請者本人が行うものとする。

以上

【附則】・本ガイドラインは2017年6月17日より施行する。